

4 建 第 8 6 5 号
令和4年8月30日

福島県建築士事務所協会長 様

福島県土木部長
(公印省略)

福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領等の改正について（通知）
このことについて、別紙のとおり改正しましたのでお知らせします。
なお、既に事業を開始している場合及びコンピューターソフトを利用しない場合等は
従前の様式を利用することができることとします。
つきましては、会員への周知をお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領 本文（改正箇所朱書き）
- (2) 福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領 様式
- (3) 「福島県木造住宅等耐震化支援事業」部分耐震改修工事に係る技術基準
- (4) 新旧対照表

(事務担当 建築指導課 横山 電話 024-521-7528)